**解散公告**

当法人は、平成二十四年五月十六日開催の社員総会の決議により、平成二十四年五月三十日付をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年六月十五日

沖縄県島尻郡久米島町字鳥島三八一番地マリンビューコート一〇三号

特定非営利活動法人島の学校久米島

清算人　祖根　恒夫

**解散公告（第一回）**

当法人は、存続期間の満了により、平成二十四年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年六月十五日

千葉県旭市中谷里八三四〇番地

財団法人旭市福祉協会

清算人　増田　雅男

**解散公告（第一回）**

当法人は、医療法第五十五条第一項第三号の規定により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年六月十五日

長野県須坂市墨坂南二丁目二〇番一五号

医療法人望月歯科医院

清算人　望月　幹久

**解散公告（第一回）**

当法人は、医療法第五十五条第一項第三号の規定により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年六月十五日

長野県上高井郡高山村大字高井五一八番地二

医療法人宮前診療所

清算人　宮前　幸郎

**解散公告（第一回）**

当組合は、平成二十四年四月十二日開催の通常総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年六月十五日

岐阜県瑞浪市釜戸町一〇〇〇番地の一

釜戸宿生産森林組合

代表清算人　水野　正夫

**解散公告（第一回）**

当法人は、平成二十四年二月十三日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年六月十五日

長崎市出島町一番二〇号

社団法人長崎県種馬鈴薯価格安定基金協会

代表清算人　加藤　寛治

**解散公告（第二回）**

当法人は、平成二十四年五月十四日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年六月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年六月十五日

北海道網走市駒場南七丁目九番六号

特定非営利活動法人オホーツク21世紀を創る会

清算人　管野　伸一

**解散公告（第二回）**

当法人は、平成二十四年一月二十七日開催の集会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年六月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年六月十五日

北海道旭川市四条通一七丁目一四四三番地の二

リーセント四条通管理組合法人

清算人　星　喜幸

**解散公告（第二回）**

当法人は、平成二十四年四月二日存立時期の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年六月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年六月十五日

千葉県印旛郡栄町安食三六三一番地の二

財団法人安食保育園

代表清算人　弘海　高顕

**解散公告（第二回）**

当法人は、平成二十四年五月十五日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年六月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年六月十五日

東京都港区芝公園三丁目五番八号

社団法人全国木工機械工業会

代表清算人　橋本　恭典

**解散公告（第二回）**

当法人は、平成二十四年三月三十一日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年六月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年六月十五日

東京都千代田区平河町一丁目七番一六号

ビュロー平河町一〇一

特定非営利活動法人文化創造

清算人　佐野　光徳

**解散公告（第二回）**

当会は、平成二十四年五月三十一日開催の通常総会の決議により解散したので、当会に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年六月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年六月十五日

東京都台東区上野七丁目一一番七号川村ビル三〇三　社団法人中央農業拓植基金協会

清算人　五十嵐清一

**解散公告（第二回）**

当法人は、寄付行為第三十九条により平成二十四年三月三十一日付けで解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年六月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年六月十五日

東京都千代田区東神田二丁目一番三号

財団法人国立公園協会

代表清算人　油井　正昭

**解散公告（第二回）**

当法人は、平成二十四年三月十四日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十四年六月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年六月十五日

新潟市中央区網川原二丁目一番一九号

社団法人新潟市私立保育園協会

清算人　手島　恵雄

**解散公告（第二回）**

当法人は、存続期間の満了により平成二十四年五月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年六月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年六月十五日

兵庫県尼崎市東七松町一丁目二三番一号

財団法人尼崎市都市整備公社

代表清算人　岩田　強

**解散公告（第二回）**

当神社は、昭和二十一年二月二日施行の宗教法人令附則（勅令第七〇号）により昭和二十一年八月二日をもって解散しておりましたが、このたび平成二十四年五月十一日付けで清算人が就任し清算手続きを開始するので、当神社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年六月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年六月十五日

高知市横浜一四〇〇番地ハ鎮座　清川神社

清算人　竹内　隆之

住所　高知市横浜東町一一番六―三号

**解散公告（第三回）**

当法人は、平成二十四年五月十日開催の通常総会の決議により平成二十四年五月二十一日静岡県教育委員会の許可を受け解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年六月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年六月十五日

静岡県牧之原市波津一七〇〇番地の三

社団法人静岡県立相良高等学校後援会

代表清算人　西原　茂樹